

よくある質問



OSS申請を利用できるのは誰ですか？

二輪の軽自動車の使用者本人、又は申請代理人の行政書士がOSS申請を利用できます。



従来の行政窓口に出向いて行う申請はできなくなるのですか？

従来どおり行えます。ただし、当サービスで申請を行った場合、途中から行政窓口での申請に切り替えることはできませんので、ご注意ください。



スマートフォン（車検証情報閲覧サービス）による、OSS申請及び状況照会は可能ですか？

OSSポータルサイトでの申請及び状況照会に限ります。
（スマホアプリでの申請や申請状況照会は、対象外となります。）



OSSを利用する際に利用料金等は発生するのでしょうか？

利用料金等は発生しません。
ただし、申請内容によっては自動車重量税の納付が必要となります。



自動車重量税の納付はクレジットカード納付を利用できますか？

二輪の軽自動車OSSはクレジットカード納付が対象外となります。
インターネットバンキングか、Pay-easy（ペイジー）マークのあるATMで納付を行ってください。



問い合わせ先

OSSヘルプデスク 050-5540-2000

受付時間 8:30～17:00（12:00～13:00を除く）※24年末年始を除く平日



（自動車検査登録
チャットボットへ）

－ 審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

中古車の新規検査等における寸法等の取扱いについて

国の通達に基づき、令和8年1月5日から使用の過程にある自動車の新規検査及び予備検査において以下のとおり取扱います。

この取扱いを適用せず、提示した自動車の状態での長さ、幅及び高さ並びに車両重量の測定を希望される場合は、必ず検査担当者に申し出てください。

次のいずれかに該当する場合には、提示された自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量と登録識別情報等通知書等に記載されている長さ、幅及び高さ並びに車両重量が同一であるものとして取扱います。

- ①簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ②指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

注1. 新規検査又は予備検査を受検する「新車」は、この取扱いの対象となりません。

注2. 受検車両と登録識別情報等通知書の記載内容の相違点（長さ、幅及び高さ並びに車両重量を除く。）が、施行規則第38条第8項各号の「構造等変更検査を命ずる事由」に該当する場合には、この取扱いを適用することはできません。

注3. 寸法等が同一であるものとして取扱うことと、保安基準に適合しているかどうかは別ものです。

※ ご不明な点については検査担当者にお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行**します。

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合**しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするるとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに決めました。

- 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5i000000047i.pdf>

- 年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1770964466787.pdf>

- 自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html

本件についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 （TEL:03-5363-3441）

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 7 年度）

〔 カスタムカーショーで 24 台の出展車両に注意喚起 〕

〔 自動車用品店で 63 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車ユーザーに誤解を与え、不正改造の認識のないまま保安基準不適合車両を運行するなどを未然に防止することを目的として、平成 18 年より、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 7 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

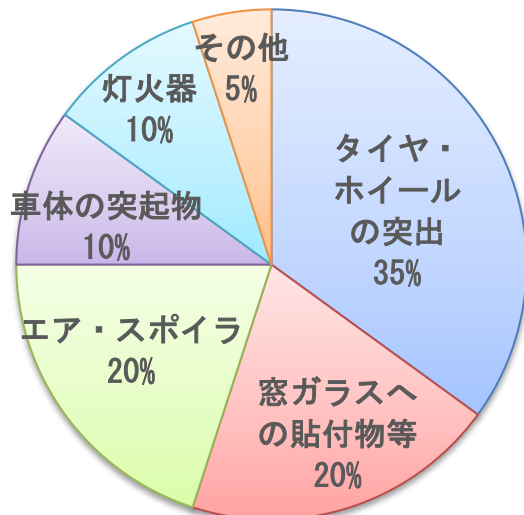
◇ カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月に開催された 3 カ所のカスタムカーショー（オートメッセ in 愛知・東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又は適合しないおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

啓発活動の結果

	出展車両数	基準不適合が 確認された車両数
合計	1,750 台	24 台、延べ 40 箇所

装置別の基準不適合箇所



不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



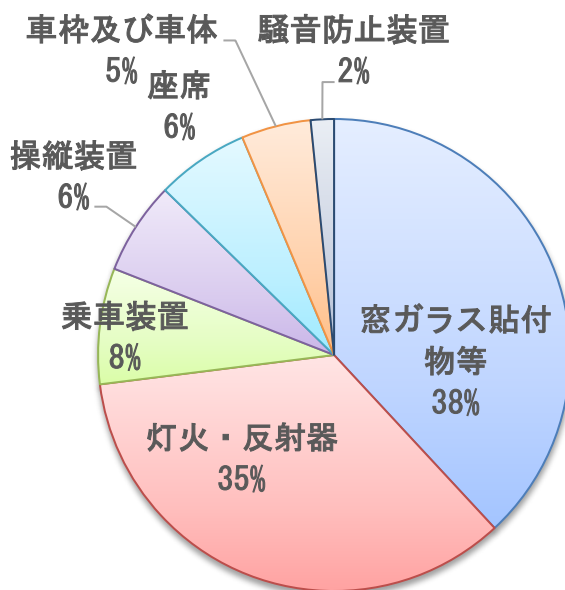
◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和7年6月から10月にかけて、（一社）自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が63件（前年度66件）確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は7種類あり、その中で「窓ガラス貼付物等」及び「灯火・反射器」で全体の7割以上を占めました。

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等関係	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付するスマートフォンホルダー、ステッカー、ディスプレイオーディオなどが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	カラーバルブなど装着する灯火器によっては基準に適合しないおそれがあり、また、点滅する灯火は基準に適合しないおそれがある

これらの啓発活動も開始から20年が経過し、カスタムカーショーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉
 〒160-0003
 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
 電話：03-5363-3441（代表）
 FAX：03-5363-3347

道の駅潮見坂にて特別街頭検査を実施

—不正改造車 11 台に対し静岡運輸支局より整備命令書を交付—

自動車技術総合機構中部検査部浜松事務所及び同静岡事務所は、中部運輸局静岡運輸支局、軽自動車検査協会及び静岡県警察と連携し、不正改造車を排除するため、道の駅潮見坂にて特別街頭検査を実施しました。

その結果、計 12 台の車両を検査し、近接排気騒音超過、最低地上高不足、車体からのタイヤの突出等の不正改造等があった計 11 台に対し、道路運送車両法に基づき、静岡運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

1. 実施日時及び場所

○実施日時：令和8年5月1日（金）21：00～24：00

○実施場所：静岡県湖西市白須賀1896番地の2

2. 不正改造車に対する改善処置命令

○検査車両数 12台（四輪車）

○整備命令書交付台数 11台

○主な不適合箇所 近接排気騒音超過、最低地上高不足、
車体からのタイヤの突出 等



【問い合わせ先】
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話：03-5363-3441（代表）
FAX：03-5363-3347

日本平パークウェイにて特別街頭検査を実施

—不正改造車4台に対し静岡運輸支局より整備命令書を交付—

自動車技術総合機構中部検査部静岡事務所、浜松事務所及び沼津事務所は、中部運輸局静岡運輸支局、軽自動車検査協会及び静岡県警察と連携し、「不正改造車を排除する運動」の強化月間の一環として、日本平パークウェイにて特別街頭検査を実施しました。

その結果、計8台の車両を検査し、近接排気騒音超過、車体への突起物取付、車体からのタイヤの突出等の不正改造等があった計4台に対し、道路運送車両法に基づき、静岡運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

1. 実施日時及び場所

○実施日時：令和8年6月5日（金）21：00～24：00

○実施場所：日本平パークウェイ（静岡県静岡市清水区草薙597番地8）

2. 不正改造車に対する改善処置命令

○検査車両数 8台（四輪車7台、二輪車1台）

○整備命令書交付台数 4台（四輪車3台、二輪車1台）

○主な不適合箇所 近接排気騒音超過、車体への突起物取付、
車体からのタイヤの突出 等



【問い合わせ先】
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話：03-5363-3441（代表）
FAX：03-5363-3347

四日市市霞埠頭にて特別街頭検査を実施

自動車技術総合機構中部検査部三重事務所及び四日市事務所は、中部運輸局三重運輸支局、軽自動車検査協会及び三重県警察と連携し、不正改造車を排除するため、四日市市霞埠頭にて特別街頭検査を実施しました。

その結果、11台の車両を検査し、消音器の取外し、近接排気騒音超過、着色フィルム、後写鏡取外し等の不正改造等があった11台に対し、道路運送車両法に基づき三重運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

1. 実施日及び場所

○実施日：令和8年6月27日（土）21:00～24:00

○場所：三重県四日市市霞2丁目付近

2. 不正改造車に対する改善処置命令

○検査車両数 四輪車：6台、二輪車：5台

○整備命令書交付台数 四輪車：6台、二輪車：5台

○主な不適合箇所 消音器取外し、近接排気騒音超過、着色フィルム、後写鏡取外し等



【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話：03-5363-3441（代表）

FAX：03-5363-3347

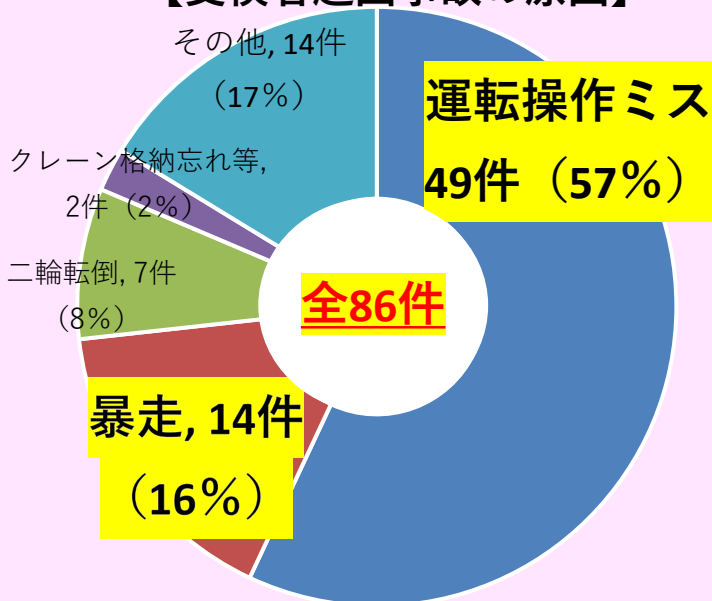
自動車技術総合機構からのお願い

受検者の皆様へ

運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「運転操作ミス」や「暴走」など、受検者の方に起因する事故が86件発生しました。

【受検者起因事故の原因】



「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に車両がコース中央にあるか確認し、慎重に運転してください。

また、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくこととなります。
※ヘッドライトテストの場合1千万円超

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！

<運転者の操作ミスによる事故事例>

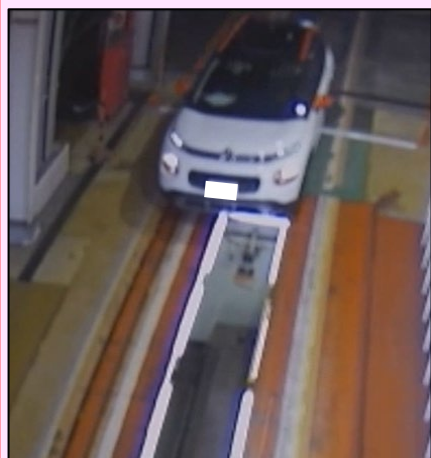
検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

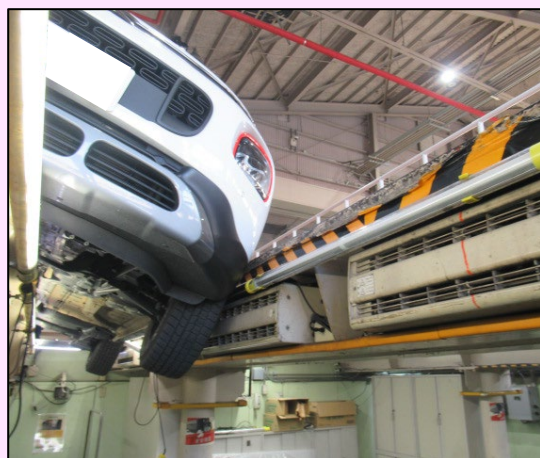
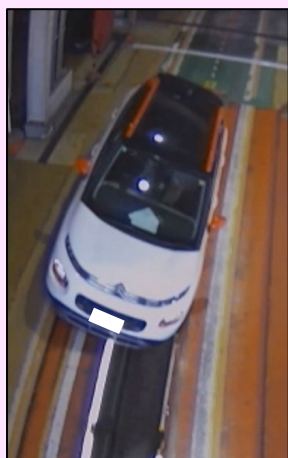
シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にもかかわらず前進し、ヘッドライトテスト台へ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト台修理費用



< 暴走による事故事例 >

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用

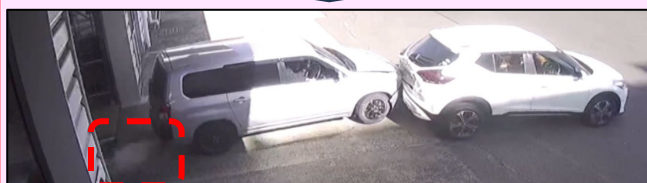


衝突後の状態



前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

申請手続きに関するおねがい ～昼の窓口対応時間について～

当協会における昼の窓口業務の労働時間については、労働基準監督署から指導を受けており、適切な業務体制を整備し、迅速な処理に努める等の改善に取り組んでいるところです。

そのため、午前中の申請が12時までに交付・返付を完了させ、申請者の皆さまをお待たせする時間を短縮できるよう、以下について、ご理解とご協力の程よろしく願います。

- ★午前中の受付終了時間を必ずお守りください。
- ★大量申請される場合、書類審査にお時間がかかりますので受取時間を考慮し申請を提出してください。
- ★週末や月末の混雑時を避け、時間に余裕を持った申請をお願いします。
- ★申請書類の記載漏れや書類の不備等がないか事前にご確認ください。
- ★事業者様におかれましては、OSS申請や記録等事務代行の利用をご検討ください。



『OBD確認』とは

● 認証工場

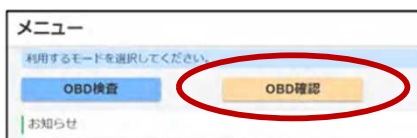
検査コースで持込検査を受検する前に、OBD検査の適否を確認したい

● 指定工場

検査員以外が、入庫時やできれば確認時にOBD検査の適否を確認したい

そんなときは ▶▶▶▶▶ 『**OBD確認**』 ※義務ではありません。

- 「OBD確認」は、OBD検査と同じく「特定DTC照会アプリ」を使って、OBD検査の可否を事前確認する機能です。



- ・ 可否判定は、OBD検査と同様にOBD検査用サーバが行います。
- ・ アプリの『OBD確認モード』を使用します。

- 必要な準備をすることで、認証工場も実施できます。



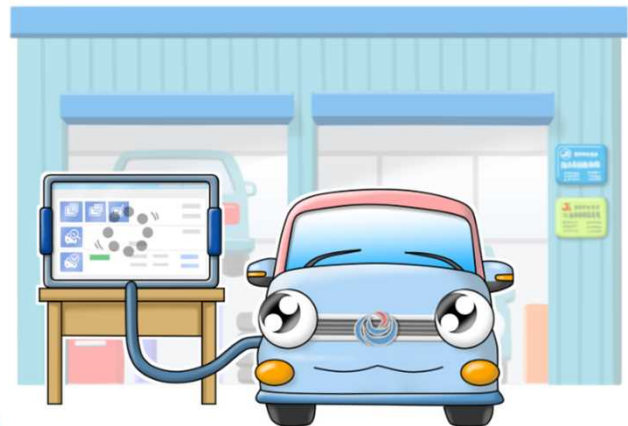
← 詳しくはこちら

OBD検査ポータル「検査の実施準備」

- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、検査コースでのOBD検査が原則省略されます。



有効なのは5日間



Q 検査コース受検前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・ 実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、検査開始時に検査コースのシステムが自動的にそのデータを確認します。
- ・ **実施結果を印刷して持参する等は必要ありません。**

Q 『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・ 不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で「**抜き取り検査**」が実施されます。

替え玉受検の防止等が目的

※次のものは、OBD検査用サーバが「OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』と自動判定」するため、省略となりません。

- ・ 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・ 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合



国土交通省 中部運輸局

Kanto District Transport Bureau

OBD検査/確認のルール



■ 実施場所

- ☑ 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。

敷地内であれば、
完成検査場や現車作業場でなくても可

■ 検査用スキャンツール

- ☑ 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。

■ ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止

- ☑ 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。
(なりすましの禁止)
- ☑ IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。
(ID等の不正使用の幫助の禁止)

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID(名前)で行ったか
全て記録が残ります。

■ 実施する車両

- ☑ 自らの事業場において点検整備を行う(行った)車両にのみ実施できます。

■ OBD確認後、検査コースでの受検までの間の改造等の禁止

- ☑ OBD確認後、検査コースでの受検までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってはいけません。
行った場合、検査コースでの受検の間にもう一度OBD確認を実施します。

■ 「替え玉」の禁止

- ☑ 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。

■ OBD検査で補助者が行える作業範囲

- ☑ VCIの取り付け、取り外し及びアプリへの車両情報の
入力、補助者が行ってもよいです。
- ☑ ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、
検査員が責任をもって確認しなければいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで

📖 通達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」
(令和6年3月28日付け国自整第278号)
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムの
ID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)

国土交通省ウェブサイト



国土交通省 中部運輸局

Kanto District Transport Bureau

継続検査申請を電子化しましょう！

～電子保安基準適合証及びOSS申請への移行について～

- 国土交通省では、自動車関係を含めた行政手続きの電子化を推進しており、継続検査申請（指定整備）は、全体（全国）の約74.5%がOSS申請（オンラインによる申請）となっています。※令和8年5月現在
- 申請手続きを電子化することで、**記入漏れや書き損じなどのミスの削減**や、**書類の作成時間の短縮**などのメリットがあります。
- さらに記録等事務代行制度を活用することで、**運輸支局等への来訪が不要**となるなど、一層利便性が向上します。

令和10年1月から紙の保安基準適合証が原則廃止になりますので計画的に継続検査申請手続きの電子化を進めましょう！

～継続検査OSS申請のステップ①②③～

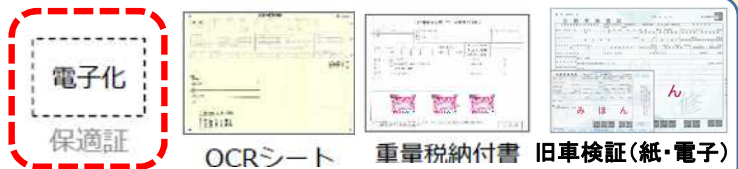
継続検査の流れ (指定整備)



ステップ①：【ハイブリッド申請】保安基準適合証の電子化

- 【メリット】・記入時間が短縮され、記載ミスなども削減
・管理簿作成なども容易になり、管理業務も効率化

最初は「保安基準適合証」を電子化して、業務の効率化を図りましょう。



ステップ②：【OSS申請】継続検査のオンライン申請化

- 【メリット】・車両毎の書類分けが不要になり効率化
・印紙購入（貼付）が不要（盗難・紛失等のリスク回避）

次は、「継続検査オンライン申請（OSS申請）」に移行しましょう。



ステップ③：【記録等事務代行】支局への来訪不要に！

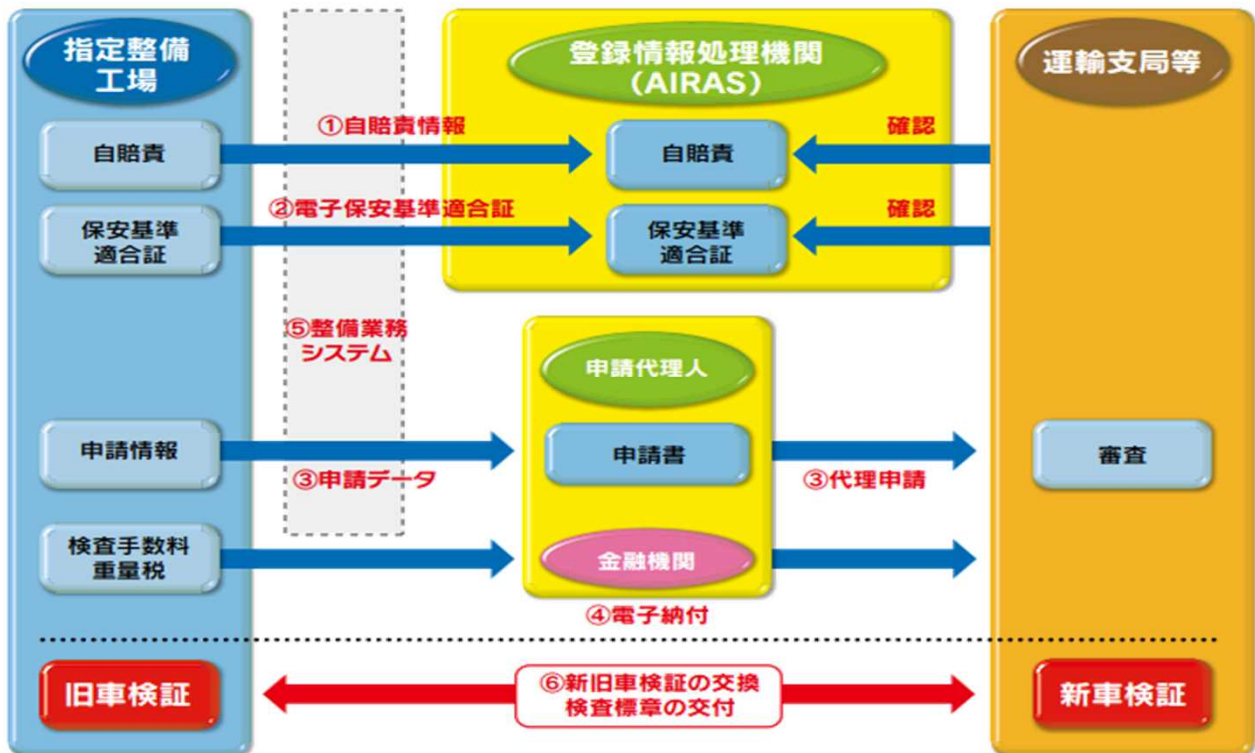
- 【メリット】・運輸支局等への来訪が不要となり、一層のサービス向上と業務の効率化が図れる
※詳しくは裏面へ

「記録等事務代行者」として委託を受け、自身の事業場で車検有効期間の書き換えを行います。



【参考】継続検査OSS概要

継続検査OSSの概要



OSSの詳細についてはこちら



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



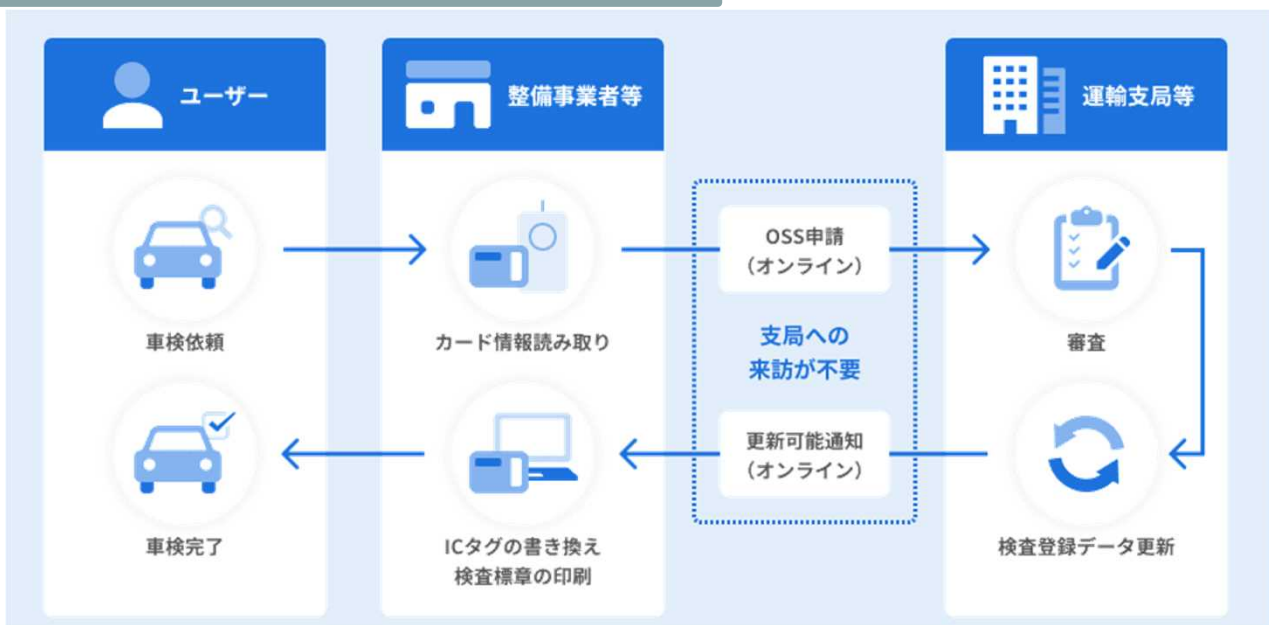
保安基準適合証の電子化についてはこちら



～ 継続検査OSS関連窓口 ～
日整連自動車情報サイト



記録等事務代行サービスの概要



記録事務代行の登録申請についてはこちら



記録事務代行 ポータル



その他電子車検証等についてはこちら



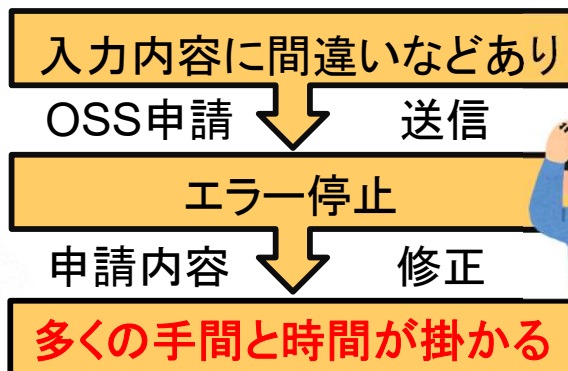
国土交通省

電子車検証 特設サイト



継続OSS申請する前に最終確認をお願いします！

OSS申請はPC入力のためタイプミスによるエラーが多く見受けられます。正しい情報入力、確認の徹底をお願いします！



◆ よくある申請不備

<使用者情報>

使用者名や住所に関して、漢字の入力ミス等が非常に多いので、**自動車検査証の記録内容と必ず付き合わせて確認**してください。
1文字でも間違えると処理が進みません。



<自賠償情報>

車台番号の不整合や保険期間不足等の不備が非常に多いので、**自動車検査証の記録内容とe-JIBAI情報を突き合わせて整合性及び保険期間の妥当性を確認**してください。



<申請日関係>

- 最終の検査申請日の入力漏れや入力間違いが多いので、**車検の満了日、保適証の有効期間、申請日の相関を必ず確認**してください。
- 車検期間の短縮について、申告漏れまたは未確認のまま申請しているものが多いので、**車検期間短縮の有無を必ず確認**してください。

<走行距離>

- 前回車検よりもオドメータが少なくなっているものは、そのまま申請するとエラーとなります。**自動車検査証の記録内容を必ず確認し該当する場合は、あらかじめ申告**してください。
- オドメータの単位(km・mile)の設定間違いが多いので、**自動車検査証の記録内容を必ず確認**してください。



※代表取締役、代表者、事業場管理責任者、
その他管理者の方々へ必ずお伝えください

令和10年1月から「紙」の保安基準適合証 の取扱いは、原則“廃止”となります

運輸支局窓口のDX化のため、令和10年1月から「紙」の保安基準適合証（保適証）の取扱いは原則廃止され、「電子」の保安基準適合証のみの運用となります。※軽自動車検査協会の取扱いも同様です。

■「紙」の保安基準適合証をお持ちの方へ

- 「紙」の保適証の取扱いが原則廃止されますので、**在庫を多く保有している事業者は計画的な使用**をお願いします。

電子保安基準適合証のメリット

- これまで原則手書きで行っていた、保安基準適合証（保適証）等の作成に要する時間が短縮。
- 紙の保適証よりも早く交付が可能。
- 保適証管理簿の電子化により、管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

- ・保適証の作成に要する時間が圧倒的に短くなり（紙と比較して1/3程度）、検査以外の経理や営業などに時間が回せるようになった。
- ・小さい工場の場合、職員は兼務で様々な業務を行っており、時間の節約は大きく、小さい工場ほど導入効果があると思う。
- ・残業を無くす取り組みをしており、作業時間の短縮は非常に大きい。

■電子保安基準適合証を利用登録していない方へ

- 「電子」の保適証を利用するには、**利用登録手続き**が必要です。
- 電子保適証の利用登録後、**OSS（ワンストップサービス）の利用申請**をすることで、OSSによる継続検査が利用可能となります。
- **記録等事務代行制度**を利用することで、**支局（軽検協）に来訪することなく**、自社にて自動車検査証の有効期間更新作業を行うことが可能となります。

記録等事務代行
制度はこちら



「記録事務代行ポータル」

電子保適・OSSはこちら



「日整連自動車情報サイト」

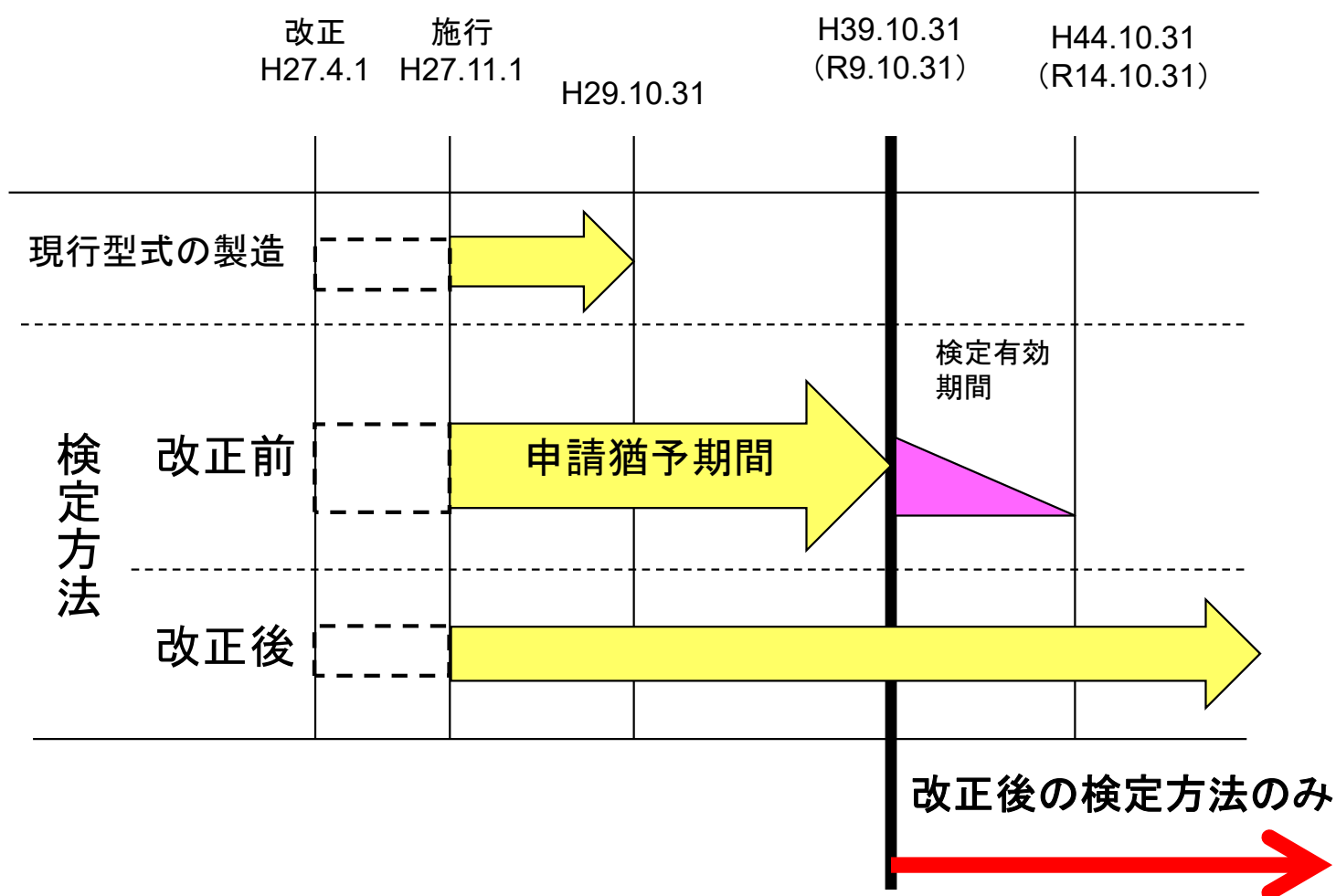
■各種利用登録・相談窓口

- 電子保適証・OSSの利用 → 整備振興会又は自販等
- 記録等事務代行制度の利用 → 最寄りの運輸支局（軽自動車検査協会）

○改正概要

- ・ 騒音計に関する検定方法等の関係省令及び告示が平成27年4月1日に一部改正※され、平成27年11月から施行。
- ・ 改正後の検定方法等は、国際規格と整合した該当JISを引用。
- ・ 現行機器の検定方法の経過措置を設定。
- ・ **改正後も使用可能かどうかは各機器メーカーへお問い合わせください。**

経過措置の概要



※特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(平成27年経済産業省令第34号)
計量法施行規則の一部を改正する省令(平成27年経済産業省令第35号) 等



車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けた取組みについて



株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者(自動車ユーザー)に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、ガイドライン)記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業(工程ごと)の情報の記録・保存(画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金)
 - 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
 - 消費者等(損害保険金の支払いに関係する者を含む)への適切な説明と了承の取得
- 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

車体整備事業者が行う取組み ～「情報の記録」の取組み事例～

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力を願います内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

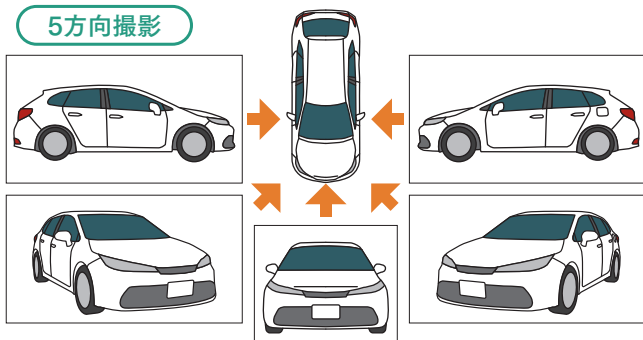
着工前

- 着工前と完了後には、5方向(正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向)の全景撮影と損傷箇所(完了後は修理箇所)がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

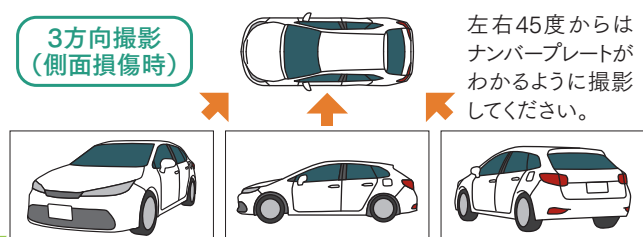
大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さを合わせて撮影してください。

5方向撮影



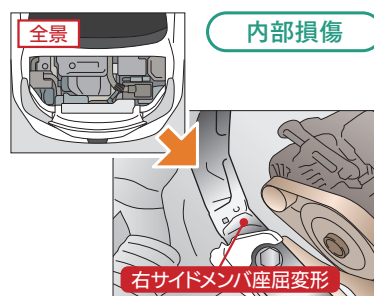
3方向撮影 (側面損傷時)



左右45度からはナンバープレートがわかるように撮影してください。

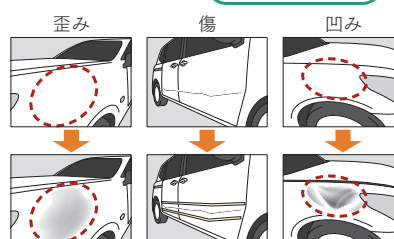
局所的な損傷写真

内部損傷

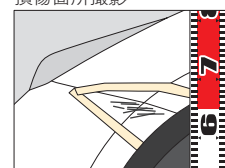


- 内部損傷は、全景および細部を撮影してください。
- 全景の撮影をすることで骨格部やメカニカル部の損傷を把握できます。
- エンジンルームに損傷がある場合、可能であれば真下からも撮影してください。

外部損傷



損傷箇所撮影



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール(リフレクター)等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。

着工前

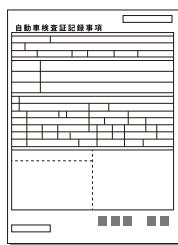
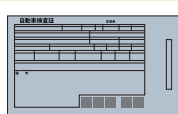
● 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】
(メーカー・車種等により位置が異なります。)

紙資料等撮影方法

● 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。



【車検証】

- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。

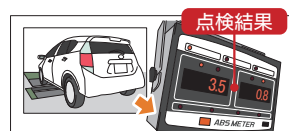
【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



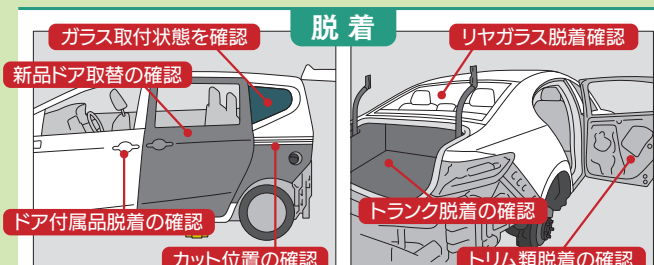
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

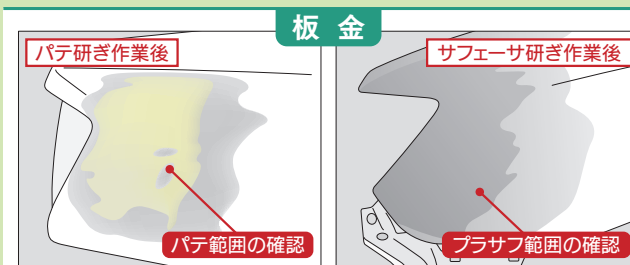
着工中

● 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



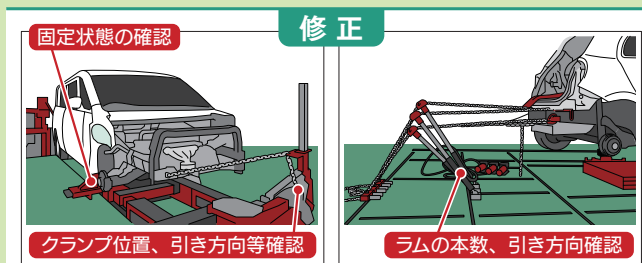
【着工中の全景撮影方法】

- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



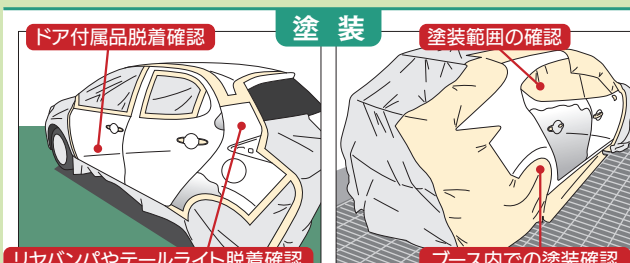
【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】

- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



【フレーム修正機使用時の撮影方法】

- マウント状況、引き作業(ラム本数等)がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。

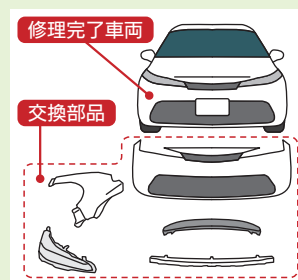


【塗装作業時の撮影方法】

- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部品を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

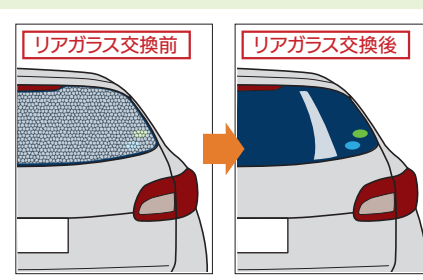
車体整備に伴い 部品交換を行う場合

- 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
- 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



【部品交換時の撮影方法】

- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



【ガラス部品交換時の撮影方法】

- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

完了後

● 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。(表面の着工前参照)